

第1日目(12月14日)

議長(松原良道君) ただいまから平成17年12月南魚沼市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。なお林市民課長より病氣療養のため22日まで欠席の届けが出ております。代わりに星野参事より代理出席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により議席番号7番・中沢一博君及び議席番号8番・寺口友彦君の両名を指名いたします。

(「7番、了承」「8番、了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る12月8日の議会運営委員会において協議していただいた結果お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日12月14日から12月22日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日12月14日から12月22日までの9日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明を行います。

市長 (所信表明を行う。)

・・・中略・・・

ここでちょっと皆さまにお示しした部分と違う動きが出てまいりましたので、ここからその一段を削除していただきたいと思っております。この件につきまして昨日であります、13日に県福祉保健部の医薬国保課から知事の意向として、魚沼地域の基幹病院については、新潟大学と連携して進める。このことについて正式に打診がございました。早速魚沼地域機関病院建設推進協議会 これは関係市町長及び関係医師会長での会ではありますが を開きまして地元としての意見集約をしてまいりたいと存じております。12月中に返答を欲しいという意向でございました。

・・・中略・・・

ここで総合福祉センターの問題につきまして、今日までの経過をご報告申し上げますので先ほど事務局長から話がありました別紙の「南魚沼市総合福祉センター施設異常発生について」をご覧くださいと思います。

このたび、南魚沼市総合福祉センターにおいて、建物の一部に亀裂が発生するなどの異常が発生いたしました。異常の発見からの経過及び今後の対応予定につきましては、この下記

のとおりであります。

当分の間、施設の利用を中止させていただきます。市民及び利用者の皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけいたしますが、今後、原因の究明と対応について万全を期してまいりますのでご了解を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

1番に福祉センター（増築分）の概要が載ってございまして、総工費3億9,614万8,000円というのは外構工事を除いた部分で建物関係であります。竣工が平成14年2月となっております。着工はここには記しておりませんが平成13年6月でありました。

異常発見からの対応の経過であります。概略を申し上げますけれども、11月23日に管理人が健康指導室の戸締りを確認した際に、窓の鍵の破損を発見したのが始まりでございました。24日に修理を依頼いたしました。サッシの支柱が曲がっておりまして修理ができないということでありました。その日の午後、それぞれ現場を確認したわけでありましてけれども、この時点ではなぜ窓枠が外れたのかは、まったく不明でございました。なお曲がったサッシの支柱の上に若干のクラックがありまして、温泉が漏れ出した形跡もありました。このために当時建設をしていただいた業者から天井裏を確認してもらったわけでありましてけれども、このときには異常を確認できなかったということでありまして。

それから裏面にまいります。11月28日、現場を再確認してもらいましたが、専門的な識見を有しておりますわが市の都市計画課南雲補佐へ報告をいたしまして、設計業者である株式会社アクトへ報告すべきであるという助言をいただいた。そして30日に設計業者から現場を確認いただいたわけでありまして。

翌1日でありますけれども調査のため、窓の外に支柱を立てたいという連絡がありまして、それは当然設置をさせていただきました。そして12月6日福祉課に設計業者が来庁いたしまして、構造梁の亀裂についての報告がございました。2階構造梁のうち、7箇所について、構造計算の誤りがあり、コンピューター操作ミスによる床の自重の過小入力により、基準より弱い設計ということでありまして。直ちに施設の使用を中止いたしまして、調査、改修に入らせてもらいたいという報告が、設計業者からあったところであります。

その後その日の12時、そして1時40分、2時30分それぞれ対応いたしまして、その日の午後3時半に社会福祉協議会を訪問いたしまして、早急に事務所の移転を指示したところであります。これは12月7日に移転を完了いたしております。

今後の対応でありますけれども、当分の間、この施設の利用は当然でありますけれども中止をさせていただきます。

当該施設について民間設計事務所に再点検を委託し、点検等の結果により県と今後の方策について協議をしながら、対応する予定となっております。

なお、この設計業者の設計に係る大巻中学校及び城内中学校体育館の構造計算について、県に点検を依頼しておりまして、まだ結果は出ておりませんが、設計業者によればこれは問題ないという話は聞いておりますけれども、念のため今、再調査中ということでありまして。

またこの施設につきましては温泉施設がございまして、非常に多くの皆さん方からご利用をいただいております。この温泉利用者への配慮といたしまして、塩沢地域の広域事務組合が管理しております「金城の里」ここに1日30人程度以上は入館が困難ということでありますので、その程度の入館をできるよう、福祉バスの路線変更等を考えながら対応していきたいというところであります。これは15日の市報にそれぞれ掲載いたしまして、号外のチラシが入ると思いますけれども、皆さん方からご利用いただくということであります。当然でありますけれども毎日の利用はちょっとできないということであります。大体地域ごとに1週間に1回位という方向にならざるを得ないというところであります。また大和の湯咲荘、これらの利用について皆さん方に、こちらを利用していただけないかというお願いをこれからやるところであります。

今、申し上げましたようにいずれも相当の制限を加えた中での対応でありますので、本当に市民の皆さん方にはご不便をおかけいたしますけれども、ご理解を賜りたいと思っております。なお今後の恒久的な対応につきましては構造計算の再点検結果を待って、対応していきたいというところであります。本日の夜、5時半以降に再点検の結果報告を受けるということになっておりますので、それらを受けながら県と協議をし、あるいは市としての今後の対応を模索していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そういう事態が発生をいたしましたので、皆さん方からそれぞれご心配もございましょうが、現段階での対応はここまで留まっておりますことをご理解いただきたいと思っております。

・・・後略・・・

議長 以上で市長所信表明を終わります。

議長 日程第5、報告第9号 所管事務に関する調査の報告についてを行います。
議会運営委員長若井達男君の報告を求めます。

若井議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の調査の報告を行います。
皆さんのお手元に資料の配付がございしますが、それらに基づきまして報告をいたします。

調査の状況ですが期日は12月8日木曜日に全委員及び正副議長の出席を得た中で行いました。なお副議長につきましては会議規則第110条の規定により委員外議員として毎回出席を求めることを委員会にお諮りし、皆さん方のご同意をいただいております。

調査の内容でございしますが、執行部、市長、助役、総務課長の出席を求め12月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する調査事項を行いました。

その1といたしまして平成17年12月南魚沼市議会定例会の運営についてということでございます。会期及び議事日程につきましては今ほど決定されたとおりでございますし、また議事日程につきましても配付をされたとおりでございます。

請願・陳情の取扱いにつきましては提出された請願・陳情の3件につきましてはそれぞれの付託先を決めていただきました。

意見書の取り扱いについてでございます。それぞれ意見書及び決議案については、会派に持ち帰り20日に予定しております議会運営委員会で発議する提出者、賛成者を報告していただくことに決定いたしております。

議会運営上の確認事項についてでございますが、一般質問の取扱いにつきまして、運用内規を改正しまして質問時間制限は再々質問まで含めまして30分以内で行っていただくということになりました。

議案の委員会付託省略についてですが、会議規則では議案審査を委員会に付託するということになっておりますが、今回も議案の審議は本会議のみで行うということと申し合わせを行いました。

監査結果の報告についてでございますが、今回から定期監査の結果報告書だけを配付しまして質疑は行わないこととなりました。

条例制定議案等の審議についてでございます。最終日に予定しております指定管理者制度に係る議案は、事前の議会全員協議会で概要説明を受け本会議で一括で行うことで確認しました。ただし反対討論があった議案のみ別に採決するということになりました。

その他ということになりますが、その他の中については新年度の議会運営について委員会中心主義への移行についてということでその他の案件でございましたが、これらにつきましては1月に議会運営委員会を開催し、常任委員会への閉会中の継続調査の進め方、委員会中心主義への移行の有無、移行する場合は移行時期、議案審査の付託方法。さらに政務調査費の取扱い等を協議することになっております。

会議録のホームページ公開についてですが、これは先の9月定例議会以降の会議録からホームページで公開しております。以上でございます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 日程第6、平成17年請願第8号 南魚沼市民会館のバリアフリー化に関する請願。日程第7、平成17年陳情第1号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情。日程第8、平成17年陳情第2号 「原信塩沢店」(仮称)出店の反対に関する陳情。以上3件を一括議題といたします。

請願第8号を総務文教委員会に、陳情第1号を社会厚生委員会に、陳情第2号を産業建設委員会に付託しますので審査をお願いします。

日程第9、第208号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第208号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第208号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第209号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第209号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第209号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第210号議案 南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

笹木信治君 1点お聞きします。これで指定管理者の候補の多くをきちんと決めているわけですけれども、要するに市が出資している法人、あるいは公共団体、公共の団体というふうに限定しているの、これでいいんじゃないかと思うんですけれども。よそでは民間の企業なんかの公募もやっていますよね。これは本来、指定管理者制度は民間委託がねらいですから、将来わが南魚沼市においてもそうした方向があり得るのかどうか。そこら辺が危惧されるのですが、そこら辺のお考えがもしお聞かせいただければと思います。

それから業務内容について5条で規定されてあるように市長に報告するわけですから、当然これは議会でもその内容について調査、あるいは聴取することができるというふうに理解してもいいわけですか。そこをお聞きします。

総務課長 お答えいたします。将来的には公募に移行するというのが、この指定管理者制度の前提でございます。が、ただ施設によりますと公が管理する施設でも、全部公募がいいかなと考えるところがあります。先ほど言いましたように具体的には、地域の集会場等につきまして補助金、補助事業等で建設したものにつきましては、市の所有になっておりますので、公の施設になるわけでございます。そういう部分につきまして公募でやるべきかということになりますと、もう地域に使用が限定されているものでございますので、そういう部分は公募にいかないでもいいのではないかと、そんな考え方があります。

いろいろな施設によりまして公募が適当な施設と、また期限をきって公募に移行していく施設、それから公募によらないである程度地域に任せる、管理していただくという施設と、そんな3つのパターンかなということで考えております。当然、公の施設でございますので事業報告等は出していただきますし、必要があれば調査等もすることができるというふうに考えております。以上でございます。

中沢俊一君 有機センターについては確かJAを始め複数の問い合わせがあったというふうに記憶しておりますし、管内にはスキー場、あるいはまた市民会館、ディスポート、いろいろの民間の活力も必要とすべきかなと思われるような施設があるわけですが、まったくの問い合わせがなかったわけでしょうか。

実は一昨日、県庁でこういうアウトソーシングのメッセがございました。市からも担当職員が一名参加しておりましたし、私も行ってきたわけでありましてけれども、民間業者の中ではこういう部門に食指を伸ばしている会社は、一昨日参加しただけでも十数社ございましたし、もっとPRもすべきだと私は思いましたけれどもその辺はいかがでしょうか。

総務課長 今回は指定管理者、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の改正でございます。このあと220号議案から259号議案まで各施設の指定管理者制度に移行する条例が出てきます。そういうなかで指定管理者制度に移行させていただきまして、その後、今度公募による部分につきましては公募、市で選定する部分につきましては選定させていただきまして、3月議会で皆さんのところでまた議決していただくと、こういう内容

になっておりますのでよろしくお願いたします。

岩野 松君 今の、指定管理の法律のなかのこれではあまり見えないんですけども、今現在のなかでも、有料の施設と有料でない施設とかそういうのがあるんです。指定管理者がそれを任された場合には、今の課長の話ですと事業内容の報告はあるということでありましたけれども、料金をどうするかこうするというところまで指定管理者が全部責任を持てるということでしょうか、どうでしょうか。

総務課長 前回、条例制定のところにて説明させていただきましたが、料金等につきましては使用料が決められております。ただ指定管理者にどこまで任すかという部分もありますが、料金会計等につきましては、当然市との協議、市の了解がなければできないわけでございます。ですのでそういう部分につきましては、市と協議するなかでやっていくということになるかと思っております。以上でございます。

佐藤 剛君 基本的にはいいと思うんですけども、(3)の施設の性格及び設置云々というところなんです。実際の運用にはこういうところがないと、なかなか難しいとは思いますが、この条文は解釈によっては非常に幅広くなるというようなことです。今、具体的な集会施設の例等が出たんですけども、この辺実際のなかではこういう条文も必要ですが、ここら辺のどういう部分でこういう(3)の摘要があるのか、という線引きといいますか判断基準みたいなものが何かありましたらちょっと教えていただきたい。

総務課長 実際、管理運営形態、公の施設に対します利用の形態、いろいろでございます。私の個人的な考えでございますが、どちらかと言うと指定管理者に任せてまったくそこが自主運営する施設なんていうのは、やはり地方の方にはなかなかないのではないかと。大都市の方であればその施設をまかせることによって、まったくそこで利益も出して運営できる部分があるかと思うんですが、地方の方になってきますと本当にある程度限定されてきて、今回条例で出していただくなかでは、やはり管理運営費を付けてやらなければ、指定管理者といえども管理ができないという施設の方が大部分というふうになってくるかと思っております。

そんななかで実際の利用の形態等を見ながらこの(3)号の方の該当にさせる施設につきましては、選定していくべきだということで考えております。今の段階でまだちょっとどの施設を全部ということは 相当担当課の方では今、検討はしております。検討はしておりますが、この条例の段階でちょっと説明する段階ではないかと考えておりますがよろしくお願しいたいと思っております。

議 長 質疑終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第210号議案 南魚沼市公の施設の指定管理者の指定
手続等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第210号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第211号議案 南魚沼市乙種特殊索道条例の一部改正につ
いてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

関 昭夫君 この割引率、10条ですか。これは基本的には端数を調整するということ
ですけれど、どうしても3割以内2割以内ということは現行よりも、きちんと計算したより
も値段が上がってしまうということですよ。そういうふうな解釈でいいわけですね。調整
してちょうどいい数字にするから、3割を基準にして端数を調整するという意味じゃないん
ですよ。

商工観光課長 切り上げでございますので、議員さんがおっしゃるとおりでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わりことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第211号議案 南魚沼市乙種特殊索道条例の一部改正
については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第211号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩といたします。再開は10時50分。

(午前10時31分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時50分)

議長 日程第13、第212号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第
5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 公有建物災害共済掛金でしょうか。あまりにいっぱいあるものですからちょっと今計算してみましたら、30口近くあって7百数十万円これは節約になっております。これはたいへんいいことだと思うんですが、ただ補償ですよ。まったく同じ補償条件で加入しているのか。またその災害を受けた場合の金の出具合ですよ。その出やすいところ出にくいところあります。それまで精査したなかでの選択かどうかちょっと聞かせてください。

財政課長 補償額そのものは変わっておりません。ただシステムとして今まで高く納めても、県の町村会の全体の中で無事戻し金といいますか、余ればそれをまた払った割合によって無事戻し金 came たんですが、今度はそういう制度がなくなるということになります。そのかわり保険料を落としたということ。

あと、いざ災害がもし起きた場合の補償内容は変わっておりません。ただ前回の地震でかなり公共施設がやられましたが、これは地震の方は該当になっておりません。ただお見舞金程度のものは来ましたが、災害は該当になっていませんのでその点はお願したいと思えます。

若井達男君 2～3点お伺いします。まず最初の1点です。今ほどの説明で合併特例債の運用が楽になった、使いやすくなったとあったわけです。それでここに合併特例債が本年度で17億2,600万円ですか。今までこれ以外に特例債が使われているところがあったら、金額がわかったら教えていただきたいというふう考えています。今回の補正の5億7,480万円を併せた17億円以外に、この特例債の運用があるかどうかということ。

それと先ほどGISの構築ということで、旧大和地区では上下水道をもうGISでやっておると説明をいただいたわけです。そして今年度事業17年度で7,200万円。それ以後、今度は合併特例債でなくて特別交付金でやること。これは借金じゃないものですから、どの程度きちんと交付金が交付されるかどうかは別にしまして、このなかに先ほども説明がありました介護保険。介護保険をGISに構築する考えは持っていないかどうか。

いずれにしても六日町地区はちょっと無理だと思いますが、やはり国調の済んでおる旧大和地域、これはほぼ平場が終了しているわけですし、塩沢についても同じことが言えるわけです。そういうことに伴うシステムの改修委託料が560万円。これは当然必要な金額ですが、これらが介護保険をGISに構築したときには、おのずと経費として減ってくるんじゃないかというふうに私自身は考えておるわけですが、その辺の考えをひとつ聞かせてください。

それともう1点、上町保育園の建設事業費の用地費取得で7,300万円が今回の補正で上がっている。ということになると18年度については、大型のそれ以上の進展がどの程度みられるのかどうか。実質的、そういった測量設計、またその上にもう一步進むかどうかその

辺がありましたら。その3点について伺います。

財政課長　ご質問の第1点目でございますが、合併特例債の利用状況でございます。16年度につきましては合併振興基金。基金造成を行いましたはその財源として14億7,140万円使わせてもらっております。16年度はそれだけでございます。17年度は先ほど申し上げた今の数字がそのままということになります。先ほど申し上げたものと今年度につきましては合併振興基金の部分が8億6,700万円程ついておりますので、それが先ほど申し上げた説明プラスになります。以上です。

企画情報課長　2点目のGISのシステムの関係でございます。財政課長が申し上げましたように交付金事業で取り込みというようなことで、年度毎に県庁、並びに担当の方で折衝ということでございまして、今年度は7,260万円を構築するわけでございます。全体的な市民向けの地図情報、だいたい情報を重ね合わせて使って使えるようなシステムに構築しようという考えは持っています。けれども現時点では介護保険まで含めた構築にはなってございませんで、下水関係、水道関係そういったことを踏まえまして、固定資産税の地図情報というものを重ね合わせていくというものを構築しようという考えでありますのでよろしくお願します。

子育て支援課長　上町保育園の関係でお尋ねでございますが、来年度につきましては単年度で、今、取得をした用地のところに建物を造るという計画でございます。以上です。

若井達男君　ありがとうございました。財政課長の方からの合併特例債ですが、確かに使いやすくなったということで範囲も広い、それだけに市債のなかでかなり予算補填していたのが計上していたのがそれだけ減額になっている。この市債が減る部分はいいいのですが、しかし一番の問題は、この財政特例債はやはり基本的には新市建設計画に基づいたそのなかの折り込みのわけです。これらが他の方に使いやすいからといって、そういった運用がこれからどんどん出ていったときに、向う先まだ今塩沢が編入して合併になったわけです。そういうなかで合併特例債が金額に限りがありますが、その点は心配ないのかどうか。その点ひとつお考えを聞かせてください。

それとあとGISです。介護保険についてはかなり広い範囲で、要支援から始まって要介護5という方が、これもGISの構築によって図面化されたなかに、どこの家に誰がどういった形で、ということが一気に出るわけです。それをすることによってかなりの事務的経費が節約できるというふうに私は考えております。できればやはりこれらも、上下水道管理システムも当然ですし、あと地形図関係が果たしてどこまで必要かどうかは別としまして、その辺は当然これからGISの構築のなかには考えていくべきであると思うが、今一度お願します。

財政課長　合併特例債の利用でございますが、これは合併時点でいろいろ議論のなかにもありましたように限度額をまるまる使うという意思はもっておりません。7割が交付税参入といいながらも3割は単費で補填していかなければならないという資金でございます。相対的な活用限度というのは、限度額のその範囲のなかでまたさらに限度をもってやっていき

いということですよ。

ただ、たまたま今年の場合は18年度の当初予算編成に入っておりまして、大幅な財源不足が予想されておりますので、その辺の財源確保のためにも今回ちょっとそういうふうな手法をとらせていただいております。むやみに借り過ぎることのないように戒めていきたいと思っております。

福祉課長　それでは今回の介護保険のシステムの改修について説明させていただきます。これにつきましては厚生労働省の方から補助金がありまして、そういった事業に取り組むというふうなこと。全市町村が取り組んでいるわけでございます。今回、事業費としては560万円ということですが、補助金につきましては第1号被保険者の人数等によりまして、当市におきましては70万8,000円ということで補助金を得て実施するものでございます。

内容につきましてはあくまでも認定からそういった事務手続き的な部分のシステムでございます。ですので若井議員さん言われました、そういった地図情報との重ねあわせにつきましては、今後の課題というふうなことで検討してまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

岩野　松君　18ページ、私が聞き漏らしたんですが、市政協力金というのは私にとってはちょっと耳慣れないのでもう少し丁寧にお聞かせいただきたいと思っております。

それと22ページのまちづくり建設事業費ですか、市債のなかの説明で防災無線が確か6,020万円という説明あったと思うんです。この前の前の議会だったかで防災無線に関しての落札がありました。提案されましたけれども、これはそれにプラスした随意契約のものが派生したという形で債権をあれしてするというふうに解釈していいのかどうかちょっとお聞きします。

それと24ページの電算対策で、滞納整理システム整備事業というのが出てきています。これはたぶん滞納整理をシステム化して、より良く滞納をなくするという方向でこういう事業を取り入れるんだと思っておりますけれどもその内容説明と、それからそうしたら本当にどこまでになる計算があるのか、ということなども合わせていただければありがたいです。

それと32ページの上町保育園のことですけれども。土地購入費を提案、上程されております。かねがね市長は上町のことについては、いろいろと疑義もあったところでありますけれども、新しく上町公園、保育園を、ということをおっしゃられました。土地は購入するというのはわかりましたが、その後のやり方として。前に公設で民営化したいということをお聞きしたんですけれども、今の指定管理のなかを見ますと上町公園は入っていません。その後にもまたプラスされるのかなというのがありますが、どういう方向づけであるのかということもお聞かせください。

市長　上町保育園の件であります。疑義があったとは何が疑義があったか私にはわかりませんが、ずっとこういう説明でまいりました。ですからまた疑義があったらお知らせ願いたいんですが。保育所は公設民営でやっていこうというふうな考えております。ですので来年度、建築を終了させて19年度からはそこが開始になるわけですが、当

然であります。来年度、18年度中に指定管理者制度に基づいた、そこを実施していただける方を選定をしてやっていこうとそういう方針であります。ですのでご理解をいただきたいと思っております。

財政課長 スノーロータリーの件で、市政協力金でございます。スノーロータリーの購入費が399万円でございます。それは市の方で買えますが、このうちの補助金が県から来ます。あと補助残の方は地元の区から協力金としていただくと。したがって市の方はこの事業に関して持ち出しは一切なくて、地元を主導でやっていただくということの事業でございます。よろしかったでしょうか。

それから合併特例債の方でございますが、先ほど申し上げましたように、優良債の方にかなり振り向けたということで、防災無線が6,900万円、充当させていただいたということでございます。全体的な事業費が落ちましたので支出でも事業費を落としたり、それから通常債の方も減額をして特例債の方へ振り向けたと。特例債は一本で特例債になりますので、そういうあれが出てきませんけれども、全体的ななかでそういうことをさせていただきました。以上です。

税務課長 ご質問にお答えします。2点ほどのご質問かと思っております。1点目は滞納整理システムの性格といいますか目的はどうかということと、2点目はそれに伴ってどういう清算があるのかというふうなお尋ねだったと思うんです。

性質は端的に申し上げまして、現在私どもが持っております基幹系の電算システムの中に、課税とそれから収納に対するシステムができ上がっているわけです。完全なリンクはしていませんが、一応当然課税して収納したという数字的なものは全部出ます。そしてプリントアウトいたしますというと、バラバラですけれどもそこから滞納者の方は拾えるという大枠の仕掛けになっています。

ですので電算機で完全に滞納者をすぐ拾い出すと。税目ごとに拾い出すとか、地域ごとに拾い出すということは現在のシステムではできないです。人力を入れないとやらないとできないシステムになっています。今回この滞納整理システムは、毎日発生する収納というデータを取り込みまして、課税した結果収納がこうだったからこの方はこういう滞納というか、年数から基本的な情報をすべて電算で自動的に処理できると。これが新たに発生する滞納整理システムの狙いとおおまかな内容でございます。

後段のその清算ですが今議会において議論がなされるかと存じますけれども、いわゆる財政の健全化計画というのが、今後当面の問題になってまいります。その際に支出だけでなく歳入の確保の大問題があるわけございまして、それには具体的に収納率のアップは盛り込まれております。

基本的に数字を私どもここでもって、努力目標としての数字は当然真摯に受け止めますし、市役所全体の中で合意された事項でございますので、万全の体制で努力をいたします。けれどもかといって成果を初めからどの程度というのは、なかなか申し上げづらい部分がありますので、あえてここでもってどの程度というのは申し上げません。ただ、この滞納整理シス

テムで、極めて大きな市になって多数の方を一括管理できるというメリットは大きいものがございますので、必ず収納の体制についても効果があるというふうに考えております。以上でございます。

岩野 松君 ありがとうございます。そうするとその市政協力金ということで塩沢町から補助金を寄付してもらって、結局南魚沼市の持ち物というふうに考えていいわけですね、そのロータリーは。はい、わかりました。

それから、上町保育園のことですけれども、先ほど私、疑義というのは上町地域の意味で間違えました。地域で疑義があったということです。ですけれども公園とかいろいろな問題なども含めたなかで私は思っていたんですけれども、保育園は老朽化したということで建て替える順番はこの頃だというふうに聞いておりましたので、建て替えることは非常にいいことだと思います。がやはり公設民営化の方向でやっていきたいという今の市長の答弁ですが、保育園に関してもこれからそういう問題が出たときには、そういう方向でいく可能性があるのかないのかお聞かせください。

市長 上町の買収しようという面積が、先ほどちょっと触れましたけれども5,000平米を超えております。非常に広い土地なんです。それで保育園用地だけということではなくて防災公園的な整備もしていくと。そういう合意のもとに国土交通省から市が買い上げられると。そしてある程度の減額もしていただいていると、こういうことです。ですので上町地域の疑義もそこで全部解消されるということでもあります。公園も整備をいたします。

これからの保育所ではありますが、今の国の制度が公設公営では非常に厳しい状況になっております。ですので公設民営をやっぱりやっていこうと。これからはですね。これからはそういう方向を進めていきたい。幼稚園、保育所これらについては、これからはそういう方向を進めていきたい。ただそういうことができる部分とできない保育所部分もありますので、それらは選別いたしますけれども、原則的には今後建て替え、あるいは新築、増築 増築はちょっと無理でしょうかね。そういう部分については公設民営の方向を強く求めていきたいという考えであります。

笠原喜一郎君 2点だけお聞きをいたします。最初に24ページのGISに関連してお聞きをいたします。それこそ所信表明のなかでも6ページに書いてありましたので、局長のところへ行ってこれは継続費で組まなくていいのかなという話で聞いたんですけれども、先ほど財政課長は、本来ならば継続費できちんと計上してやるべきだろうという話があったわけですけれども、参考にこういう多年度にまたがる予算を組む時に、ここは継続費、ここは継続費でなくてもいいというようなそういう基準があるのかどうか。もう少し詳しくお願いをいたします。

それから、36ページの農業構造改善事業の加工用ぶどう植栽事業の補助金ということで2,100万円程減額になっているわけです。なかなか私達もまだ大和のことですので1年ぐらいいしかよくわからないわけですけれども、これだけ大きな補助金の返還ができるということは、事業の最初の予算立てですか、その辺に大きな齟齬があったのかなと思うわけです。ど

ういう状況で返還をしなければならなくなったのか。補助金の減額になったのか。その辺もう少し詳しくお願いいたします。

財政課長　GISの継続費の関係でございます。おっしゃられるように継続費で組んでやるというのが、これが一番ベターな方法かと思いますが、先ほども言いましたように財源の関係で県の交付金が毎年度の協議ということになりました。したがって苦肉の策として全体的な事業の量を、この年度はどこどこをだいたいやるというように分けて。例えば建物などを一括継続でやるような場合は、分けることができない設計なりになっていますので、そういうのは継続費でどうしても取らなければならないわけです。たまたま今回の業務が業者の方といろいろ調整をしましたら、年度毎に分けて契約できるというようなことでございましたので、そういうことにさせていただいて県の方と協議をさせていただいたということでございます。

農林課長　それではぶどうの件でお答えさせていただきます。この件につきましては、笠原議員にも当初予算で説明をさせてもらった件でございます。最終的には県の方の補助金が17年度については非常に厳しかったというようなことで、当初1.8ヘクタールを植栽したいという計画をしていたんですけれども、今回、県の方は約1丁歩程度しか補助金対象にできないというようなことでした。市としては12丁歩まで増やしていかなければならないということで、できるだけ県とも相談させてもらったわけでございますが、災害関連の方が優先だというようなことで、補助金の減に伴って8反歩ほど事業費を減額させていただいたということでございます。

笠原喜一郎君　これからちょっとお願いになりますが、今のぶどうのことも含めてですけれども。聞かなければこういう説明というのはなかったわけですね。事業が1.8ヘクタールやるのが1ヘクタールになった、だから減額をした。ということはやはり、予算説明をするときにこれだけ大きな2,000万円ということですので、やはりその辺もう少し詳しく私は触れてもらいたいというふうに思っています。

それから継続費のことですけれども、もう少し。私が局長と話したなかでは、今、財政課長が話をされたように事業ごとに毎年やるからという話だったんです。それである程度納得していたんですけれども、たまたま水道などを見ると拡張整備事業というなかでは、やはり継続費を組んで、そして事業はこの箇所この個所というような形でやっているわけですけれども、継続費として計上されているわけです。そうであればやはり継続費として私はあげるべきかなというふうに思ったんですが、もう1回だけその辺を少し。

財政課長　補正予算の説明の仕方でございますが、詳しくするとまた時間の方もかかって、その辺の隘路がありまして。極力そういうふうにこれから努めさせていただきます。そういうことでひとつお願いさせていただきます。

それから継続費の方でございますが、先ほども申し上げましたように最良の方法、手法は継続費、というのは私ども認識はしているんですが、財源の関係でそうなって、そして県と協議したらそれでいいという指導もありましたので今回はそういうことで。それでいて全体

的な流れがわからないということで、急ぎょこういう資料を付けさせていただいて、皆さんからご理解いただきたいと思い、そのようなことをさせていただいたところでございますのでよろしくお願い致します。

関 昭夫君　　まず、11、12ページの市税、固定資産税の関係で4,000万円ほど現年課税分が減額補正をされています。総額に対しては1.3パーセント強くらいでしょうか。固定資産については評価が決定をしており、それで調定額を設定し、また収納率の見込みをやってというなかで、収納の関係で見込みが違ったのかどうなのか。ということは逆にいうと新たな滞納が発生したということでしょうか。その辺の内容をお聞かせいただきたい。新たな滞納が発生していないなかで、収納率がたとえば見込みが違ったんだという話になるといい加減な話だなということになりかねないというふうに思います。そこをお聞かせいただきたいと思います。

それから今ほども何人かの方から電算関係のソフトの話がありました。いつも感じるのは非常に高額な費用をかけて、それによっていったいどんな効果が現われているのか、ということだろうと思います。逆にシステムを構築してそのシステムを使わなければならないがために、職員がそれに振り回されているのかなというような気もしていますが。

収納対策の分でどういう効果が、という答えに対して集中管理ができるからとおっしゃいましたが、本来であればそういうことをやることによって人員が必要なくなるとか、あるいは収納率を上げるために現地に出られるんだとか、という効果があって始めて必要なことだろうと。そういうものがなければ、今までと変わらない業務であれば、わざわざこういうことをしなくても高額な費用を掛けなくてもいいわけですので、その辺をきちんとお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上。

税務課長　　お答えいたします。端的にご質問をいただきましたのでちょっと答えづらい部分もありますが、なるべく率直にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の固定資産税ですが、予算編成するときにおっしゃられたように電算でほぼ数字を掴んで、それが狂うということはあまりないです。ただ　　こういうとちょっと税務課長としてややオーバーランの気もありますが　　財政と予算組をむとときに多少何か綱引きがございます。単純には私どもはどちらかという硬く見積もりたいという気はどうしても優先します。財政としてみれば、いやもうちょっといけるんじゃないかという面もあり得るわけでございます。いつもではございませんが、今回は2点ほどポイントがございました、そういう要素もなきにしもあらずというのがまず1点あったということ。

もう1つは塩沢町さんの方で決算をするときに、新市において収納できる固定資産がうまい具合に早く入っちゃったケースがあるんです。1日の銀行の締め関係で。それが900万円程ありましてそうなったんでございます。

それやこれやで今の数字は、決してなんていいですか、今年の11月予算編成の段階で事務的な内部の調整のときに、若干の意思の疎通が完全にすり合わなかった部分もあると、こういうことでございます。

2点目の電算のソフトの件です。おっしゃるとおり職員が減るのか、さもなければ外へ出て直接収納したり、いわゆる内部管理ではなくて外へ出ていく時間を増やすんだということが眼目でございます。端的に申し上げまして、収納対策室がこれを欲しいということでそもそもスタートした内容は、内部管理に手間取りたくない。あくまでも外へ向かっていわゆる臨戸で徴収をさせていただく、あるいは滞納整理等の実際の執行をするためだ、というふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

関 昭夫君 固定資産税に関しては、あまりいい答弁をいただけなかったなと思っております。あまり聞いて気持ちのいいものではないなと。数字合わせをしなくちゃいけないのというの、ちょっと怠慢かなという気がします。あえてそれ以上の答弁は求めませんが、今後はきちんとしていただきたい。

システムの関係ですが、滞納整理の関係は了解しました。当然そういうものだろうと思えます。電算システムは、ちょっと制度が変わるとまた再構築し直さなくてはならないというのが非常に多いわけですね。GISの関係はたまたま旧大和町ですでに一部取り組んでいるので、構築した業者と、という話もありました。少し柔軟性のあるような対応ができないものかなと。少々のことでも高額な費用をかけないとなかなかできない。全体として仕事というか財政上の足かせになっている部分も大きくなっているのかなと。

当初は確か取り入れるのは、非常に便利になる、その分、時間の余裕ができたなら他のことができる、という前提で取り組み始めたんだろうと思えます。が、どんどんその費用がかさんできているというなかで、システム自体に非常に柔軟性がないんだろうと。かちっと決まり過ぎていて、どこかをいじりたいとなってもなかなか行かない。

先ほどの税務の話のなかで、両方がリンクしていないのでうまくいかないと。リンクを簡単にできるとか、そういう柔軟性のあるようなシステムを、多少これからのことも考えながらやはりそういうことができるようなシステムを導入していくべきだろうと思えます。

GISの関係でも、いろいろなものを取り込めないのかという話もありました。農地関係の情報のもも実際には地図情報としてやっているわけですし。みんな統合したなかで、両方、いろいろな今まであるものも取り込んだなかで、使えるというようなシステムを選定していくという方法は取れないのかどうなのか。現在私も素人なので技術的にそういうことが可能なのかわかりませんが、非常に負担になってきているのかなという気がしますがいかがでしょうか。

市長 前段の固定資産税の関係であります。数字合わせという部分ではなくて、それはお互いの見方は違います。財政と税務、これは見方が違いますのでその年といいますが、前年度の景気動向やそういう部分を受けて、このくらいは見込めるだろう、いやとてもとてもそこまでは行かないだろうと。そういうことのなかでの数字の調整ということでありますので、いわゆるその部分をこれだけ生み出さなければどうしようもないなんていう、そういう数字合わせでないというふうにご理解をいただきたい。そういうふうをお願いいたします。

企画情報課長 電算のシステムの件につきましてでございます。今は統合型の件でございますけれども、最初に統合型なぜというような形でございまして、現在は先ほど言われたように各課がバラバラに持っていたものを、一括500分の1の地形図。こういった縮尺図を作って対応したいというようなことです。共有するものを全てまとめようかということで今までの、ご指摘のような無駄というかそういった経費の高額になる部分を統合をして、今後このシステムを構築していきたいと。これは第1点であります。

それで確かに電算システムによって人員が削減されるというようなことで、私どもも当初は行政に携わっていたとき電算が入れば何とか人件費も減るんじゃないかというような考え方で、かなり進めてまいったわけです。けれども反面これが便利になることによって、いろいろなデータが入力できるというなか、職員それぞれが範囲の広い仕事を受け持つという形のなかで、ではどこまで人件費が減らされたかということは明確には出ません。けれども仕事量が相当アップしているといった形のなかで判断していただけるよりはちょっとないかなということです。

そういった面で今後なるべく経費をかけないでというような形のなかで、契約等を考えていきたい。現在あるものを有効的に使ったなかで、ナカノの場合ですと航空写真をすでに飛ばしてあるとか。これから再度飛ばすのではなくて また新たに来年も飛ばす予定でございますけれども そういったものを有効に利用していったなかで経費の配分を考えていきたいという考えでございます。人件費までということになりますと、ちょっとそれぞれどこまでが分野で固定されるかというのは、判断がありますので。そういった意味では仕事量が相当量、電算が入る前以上かなり増えているというふうに認識していただければいいかなというふうに思っていますのでお願いいたします。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時とします。

(午前11時57分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議 長 第212号議案に対する質疑を続行いたします。

阿部久夫君 2点だけちょっとお聞きいたします。34ページの公害対策事業です。これは些細な金額ですが、私たちの地域におきましてもサルとかクマ、またトリの害とか非常に大きい災害があるんです。また私も漁業組合等で川へよく行くんですが、川の魚もサギだとかカワウとかということで、非常にこういった災害があるわけです。

ここに調査の委託料があがっていますが、それはどこに調査を委託なされているのか。またこの下に環境保全指導員というのがありますが、これは何人でやられているのか、この2点。

もうひとつ、最後の52ページの災害です。427万円を減額されたわけですが、さっきの説明の中では、大体災害がかなり終わっているというような説明がありました。私たちもこうしているいろいろな所へ行ってみると、なかなか災害がまだ終わっていない、まだまだなか

なか厳しいというようなお話も聞いています。こういった設計の委託料と災害復旧工事費が減額されているわけですが、どうしてこれは査定の中に入っていなかったのか。また今後これが再度検討されるのか。そこを2点お願いします。

環境課長　　まず1点目の調査委託の件でございます。ご承知のように六日町地区が地盤沈下がおこっております。それらについて調査をやって、この地区は特別な地区になるのか、それともならないのか。また調査を行う中で地盤沈下対策のものそのものが対応できるのかを調査したいということで、業者を選定して委託するものであります。

それから、もうひとつ、環境保全指導員の報酬でございますが、これは旧塩沢町と南魚沼市の報酬単価そのものが違っておまして、調整時にちゃんと調整して計上しておかなければならなかったのですが、調整漏れで今回あげさせてもらったものでございます。以上です。

（「指導員の数は」の声あり）

環境課長　　答弁漏れがありました。24名でございます。

建設課長　　2点目の災害復旧費の減について説明をさせていただきます。これは欠ノ上の油田線という市道の災害復旧工事でございます。16年度に災害を受けた箇所でございます。それで査定を受けて工事を予定していたわけですが、17年度にまた増破、また17年度の雨で災害を受けたというようなことで、17年度に再度災害を受けて工事を実施いたしております。

そうした中で予算を執行する中で、16年度を繰り越していたわけですので、その分を先に消化するといいますか使うといいますか、そういうことがありましたので17年度分についてはここで減額をさせてもらったという内容でございます。

阿部久夫君　　わかりました。それでは1点だけ。環境保全の指導員の24名と今言われましたが、これは年に何回ぐらい相談している、またそういったいろいろな環境の問題に対してもかなり検討なされているんですか。1点お願いいたします。

環境課長　　月に1回、地域をまわりまして調査をして、報告をもらうということで、12月で一旦終わります。ですので4月から12月までの間を現地調査して、主にゴミの関係でございますので、それらを調査して報告していただくということでございます。

牧野 晶君　　24ページの下車両管理一般経費、これの内訳について教えていただきたいんですが。自賠責保険料は増えているが任意保険料は減っているとか。あと修繕料が200万円あがっていたりするというのは、車両売却をしたり、大きな故障でもあったのかなという点について、車両の管理について答弁いただきたい。

それと44ページの1番下の地方道路交付金。これの説明がなかった　私がちょっと聞き逃したのかもしれないんですが。ここに土地購入費とかありますけれど、もし説明がなければしていただきたいなと思います。

あともう1点、50ページの上から2段目の図書館管理運営費です。図書等購入費で2万円寄付いただいて購入していくという、非常にありがたい市民の方がいらっしゃるなという事は思います。ですが市の方の、例えば人口1人あたり図書費を年間いくらもっている

かそういうふうな記録があり、調査してあれば教えていただきたい。県内では図書の購入費、人口1人当りのベースというのが順位がわかれば教えていただきたい。

財政課長　ご質問の第1点目でございますが、車両関係のことです。修繕料と自賠責保険料が増加しておりますが、これは県の除雪車の払い下げを受けまして、塩沢庁舎の方へ配置をしたいと。なかなか消雪だけでは除雪がうまくいかないというようなことで、それぞれ3庁舎とも1台ずつロータリー除雪車を配置しております。たまたま今回、県から払い下げが出ましたので、それを受けまして車検を取ったりそれから保険にかけたりというようなことで、今回この追加をさせていただいております。

建設課長　大変失礼をいたしました。地方道路交付金事業の減額のことです。設計委託料、天王町8号線の残分を減額の補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

すみません。土地購入費でございますけれども、これにつきましては西泉田東泉田線と天王町8号線の分につきまして物件補償費の分を土地購入費の方に当てさせていただくということで補正をさせていただいたという内容でございます。

社会教育課長　ご質問の図書費の購入費の関係の中で、人口1人あたりの図書費、並びに県内での平均の図書購入費等々のご質問がございましたけれども、ちょっと資料を持参してございませんので、後ほど調べて答弁させていただきます。

教育長　今ほど社会教育課長が申しあげましたように、はっきりした数字は後ほどということにさせていただきたいと思いますが、全体の姿だけ私の印象で申し上げたいと思います。県内他の市町村と比べてもかなり低い方です。住民1人当りに対しての図書の予算ということでは、かなり低い方だというふうに認識しております。

牧野 晶君　任意保険料が160万円減ったことについてちょっと答弁がなかったんですが。車両を売却したり、合併に伴って普通の一般車両　人減らしについてはよく10年間で130人減らしていくとかいいですけど、車に関してそういう計画でもあって減らして、任意保険料が下がったのかななんて勝手に思ってしまうのですが、どのような状況により減ったのか。また車両の今後の減らし、適正管理というのをしっかりされていくのかどうかについてお聞きしたい。

図書館の図書の市民1人あたりの図書費が少ないというのに関して。やはりこれは図書館の利用件数も少なくても図書館を利用する人がいないから図書費も低いんだというふうな方向であれば、そういう分析をして低いのであれば、また市民の方にもちょっと訴えかけていくところがあります。けれども図書館の利用件数、私は結構多く使っているのではないかなという思いがあるんです。それでも図書の1人当りの単価が低いというのは、上げていく必要があるのではないのかと思うのですが、その点についてもまた詳しく答弁いただければと思っています。

財政課長　車両の方でございますが、自動車任意保険料を160万円ほど減額させていただいておりますが、これは説明を漏らして大変恐縮でございました。施設の共済保険料と

同じことをごさいます、町村会の自動車共済保険に掛けているんですが、町村会がギリギリのところまで来たというようなことで、思い切って保険料を下げたのでこれが不要になったということでの減額です。

それから、車両全体の管理でございますが、大体160台くらい車があります。したがって、10年で更新していくということになると、毎年16台ずつも買い換えていかなければならないというような状況です。なかなか市の方の財政状況もそういう状況でございますので、乗れるだけ乗るといようなことで今やっています。それからもし事故等につながるような整備不良等があれば大変でございますので、その辺はきちんと点検等、車両班の方に言って適正な管理に努めているというところでございます。お願いします。

教 育 長　ご指摘のように図書の蔵書数の増加については努めていく必要があると、このように思っております。ただひとつですが今現在、低い理由につきまして若干申し上げたいと思います。ご承知のように私ども今、南魚沼市の図書館につきましては市民会館の中にある図書館と、それから旧塩沢町・大和町の公民館の中にあります図書室、この3つを持っているわけでありまして。結果論になりますけれども、それぞれの公民館の中にあります図書室の蔵書数も少ない、そういったこともありますので、全体をとにかく増やす必要がある。

それからこれは先程の電算との関連の話になりますけれども、それぞれの図書館にどういった蔵書があるか、本があるか。こういったこともきちんとデータベース化してそれぞれ検索ができる。あるいは同じ本を買わないで予算を効率的に使うと。そういった方向でも努力していく必要があるだろう、こんなふうに思っております。具体的な数字等々につきましては後ほど社会教育課長が調査の上で答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

腰越 晃君　関連も入りますが4項目ほど質問させていただきます。まず1点目が起債の関係でございますが、19、20ページに市債ということで出ております。先程若井議員の質問に対して合併特例債に関して財政課長の方から、合併特例債については当然これ起債枠がありますので必要限度があると思うんですが、それとは別にこれくらいまでは使ってもいいという枠があるというような答弁があったかと思っております。それについてのもう少し詳しい説明をお願いしたい。

それからもう1点。合併特例債については新市建設計画に載っている事業ということで、多分国県の審査も終わっているその事業に適用できる、というように我々とらえているんですけれども。先程の質問答弁を聞いておりますと、流用できるというような内容にとられる部分もあったんです。実は我々、建設計画事業そのものがなんであるかということもよくわからないというのが実態でありまして、そうしたところ合併特例債を起債して今予算化されている事業について、当初建設計画に盛り込まれていたのかどうか。それから具体的になくても使えるものなのかどうか、そのところをお聞きしたい。

それから、2項目目の質問は、26ページ、庁舎管理費に関連してお伺いをいたします。市庁舎整備計画検討委員会ということで、公募による市民の参加も含めて今度立ち上がっていくわけですが、これについて建設計画の中では、おそらく新庁舎を建設するという形の中

で調整がされていると理解をしております。それで今回の委員会の中でどの程度までそれが具体化していこうとお考えなのか。これは市長にお伺いしたいと思います。具体的な規模であるとか、建設時期であるとか場所であるとか、そういったところまで含めて検討されるのか。検討期間はどのぐらいの期間になるのかについてお伺いをいたします。

それから45ページ、大原運動公園整備事業費、400万円の減額ということなんですが、確か今年私が理解しているのは、張り替え事業。張り替えが何面まであったかな 当初予定に沿ってきちんと事業は進められているのか。この407万円という減額の内容についてはどういうものなのかについてお聞かせを下さい。

それから今ほどの牧野議員の質問と関連をいたしますが、49ページ、図書等の購入費。人口1人あたり何冊とか、蔵書数はいくつあるか、これも本来は重要な比較要素ではあると思うんですけども。例えば我々議員が本を買おうと、自分の議員活動の中で研究しようと思って本を買おうとすると、ほとんど買いたい本がないというのが、先ごろのこの辺の図書関係の小売店舗の状態でございます。

また塩沢公民館、市民会館へ行っても読みたい本、求めている本がないというのが実態でございます。本を何冊揃えればいいのかという問題よりも、どういう本をどのぐらい、このぐらいの自治体であれば揃えていくべきかというような検討が、きちんと根元の方でなされていないかならぬと私は考えるわけです。そうした点について教育長。これから蔵書数を増やしていくんだと、少ないんだという考えはわかりましたけれども、基本的に南魚沼市6万3,000という人口を抱える中で、どういった内容のどういった本をどれだけ揃えていけばいいのかと。そういった検討はされているのか、今後していく考えがおりなのか。以上、お聞きをいたします。

市長 庁舎建設検討委員会の件であります。私の今の考え方では、当然でありますけれどもこの規模ですね。前々から申し上げておりますけれども、現庁舎を利用して不足分を増築ということで対応したいという考え方であり、私の考え方は、でき得れば私どもの方で18年度のなるべく早い時期に、市の機構をもう一度再検討しなければなりません。それによってこの本庁舎に何名の職員を配置して、それがゆえにどのくらい増築しなければならぬという方向を出さなければならぬわけですので。それを皆さん方にお諮りをして18年度中ぐらいに結論を出していただいて、できうれば19年度からは具体的な方向に入りたいという今の考え方であり、

ただ機構の再構築といえますか新しい市の行政機構を検討するにあたりまして、ご承知のように広域連合が解散で、その事務をすべて南魚沼市の方で行っていくということになりますので、これもまた含めなければならぬということでもあります。ですので年度当初にすぐ検討委員会を開催できるかどうかというのはちょっと疑問がありますが、ここでは一応この予算を決定いただければ、今の年度、17年度の中で1回は委員会を開催させていただいて、私どもの考え方を一応お話を申し上げて、また委員の皆さん方からそれぞれご意見を伺うということでもあります。

これは私としましてはやっぱり諮問機関的にお願いをしたいということあります。私どもの方から諮問をいたしまして、委員会から答申をいただくという方向が一番望ましいのかなと。ただ全くですね、検討委員会の中で私どもが考えていることと全く別の答申が出た場合は、これはまた大変なことですけれども、それはどうなるかまだわかりませんのでそういうことまでは申し上げられません。

けれども前の、塩沢さんと合併する前の南魚沼市議会の中でもその議論をちょっとやったことがあります。現在の位置で増築ということが、その委員の皆さん、あるいは議会の皆さん方からお認めいただけないということであれば、プレハブ建てでも何でもそれで対応していこうと、そういう考え方で今、私はおります。押し付けではありませんけれども、そういう考え方であります。

ですので規模とかそれら。それから庁舎のこの部分をどううまく使えば、駐車場が非常に不足もしておりますし、そういう部分も含めていいのか。そういうことをきちんと皆さん方からまたご意見をいただきたいと、そういう思いであります。ということで今はまだ特別はつきりこうだ、ああだということはありませんが、現位置に増築で対応させていただきたいというのが基本的な考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

教 育 長 これまでにそういう検討がされていなかったということについては、申し訳ないと思うしております。今ほどの答弁にも関連いたしますが、限られた予算で効率よく図書を整備していこうと、こういう観点に立ちますれば、どういう図書から優先的に整備すべきかと、これは当然検討しなければならない、こんなふうに思っております。これから検討させていただきます。

なおどういう図書をという部分になりまして、ある方々はやはり今、一番売れているベストセラー本、これを読みたいと。だから図書館に入れてくれという声が多いのであります。ところが一部ではありますけれども、そういう本は自分で買って読めるから、自分では買えないある程度専門的なもの。あるいは資料として貴重なもの。そういったものこそ市の図書館では買ってくれとこういう声もあります。そういったところもこれから十分意見を聞きながら、どういうものから整備すべきか、ということを検討していきたいとこのように思います。

社会教育課長 今ほどの話をちょっと補足をいたします。すべて住民側のニーズのもとに図書を全部揃えるということは多分不可能でございます。ですので今は図書館に、例えば県立の図書館と相互利用というような形のシステムを作っておりまして、窓口に行ってこれこれこういう図書が必要だと、こういう図書が欲しいという形の申し出がありますれば、こちらの方で検索をして県立図書館の方に借り受けの相互利用ができるというシステムになってございます。その辺の利用の仕方等も、今後住民により普及していきたいなというふうに思っております。以上です。

財政課長 それでは特例債の件でございます。合併のいろいろな協議の中でも議論になったわけでございます。特例債の借り入れ限度額が2町合併では120億円ぐらいですが、

それが3町合併になって240億円ぐらいというような借り入れ限度額があったわけでございます。これは先程も申し上げましたように、限度額いっぱい借りるといふようなつもりは毛頭なくて、財政のシミュレーションの場合でも、満額借りた場合とそれから半分借りた場合というようなことで、2とおりのシミュレーションをさせていただいたような経過もございます。厳密に半額とか何割とかというようなガイドラインと申しますかは、私の方で今時点では持っておりません。合併から10年間の事業にこれが適用になるということでございます。そういうことで長期的な展望も必要になってまいりますので、とにかくがむしゃらにそれを借りるといふ体質にならないように注意しながら借りていくということなのです。

それから建設計画に載っている事業と載っていない事業も該当になるかというようなニュアンスのご質問でございました。現在の特例債の該当にならないは、まず通常債が適用になる事業でないとは合併特例債の方にはならない。それから地域の格差是正。格差があるのでそれを是正するための事業だというようなことになると、優先的に該当になっているというような状況です。

したがって格差是正のその辺の申し立てと申しますか、これは担当の方で事業1つ1つに何かそういう理由を見つけ出して、県の方とも協議して該当してもらっていると。簡単に流用でそうなるということではございません。かなり今回振り替えてありますが、その影には担当者のそういう作業がかなり入っているということをお願いしたいと思います。

それから計画に載っている事業載っていない事業というのは、新市建設計画に具体的な路線ごとの事業名が全部載っているわけではございませんので、あそこへ載っている表現ですね、例えば道路整備をはかって住民の福祉向上を図るといふような、そういう表現の中に該当させるような作業をやっているということでございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

都市計画課長 大原テニスコートの400万円からの減額ですけれども、これは補助対象事業と、補助対象事業にならない単独事業と。こういう抱き合わせでやっている工事があります。減額の中身としましては、単独事業分の通路工事とか物置の収納庫、それからフェンスの一部と、こういうところが当初予定していたお金がかからなかったと、そのための減額であります。

テニスコートの整備を、これから国体に向けて進めていくわけですけれども、ご承知のように平成21年に新潟国体のテニス会場ということで、大原運動公園のテニスコートが使用されます。したがって平成21年までには、どうしても新設、既設を含めて改修していく必要があります。17年度につきましては、新設の部分の4面につきまして新たに整備をさせていただきました。

来年の18年度につきましては上段の方ですけれども既設の6面、これにつきましては基盤からのやり直しをしないと国体のテニス競技に使用できないということでありますので、基盤からやりまして、今の芝を剥いで新しい芝をセットすると。

さらに次年度につきましては下段の6面につきまして、これが基盤はいいですので上の芝

だけ張り替えるということでもあります。平成20年がプレ大会、平成19年度がプレプレ大会ということが予定されていますので、順次年次的に整備を進めていく方針であります。以上です。

腰越 晃君 順番にいきたいと思います。まず本の問題ですけれども、やはり県立図書館であるとか、そういったところはおそらく蔵書数は南魚沼市とは比較にならないと思います。当然そういったところと連携をされて、今日そういう図書がそこにありましたよというのがわかったら、次の日はもう市民の方が借りられるというような体制にまでもっていただければなというように考えます。私も図書館で働いた経験がありますので、そのところはよくわかるんですけれども、複数の施設で同じ本を持つというのはやっぱり非効率的ですので、そういった運用をぜひ図っていただきたい。それについてはやはり教育長が先程答弁されたように、データベース化ですね。市単独ではなくて、近隣自治体等も含めた中で検討を進めていただきたいというように考えます。

少なくとも市長のおっしゃる地域完結型、あるいは生涯教育というそういった面から考えても、図書館というのが一定の市民の知識のベースになるというように私は思いますので、この金額はきわめて少なくて非常に残念だなと、増額分だけですけれども。また図書館をみてもそういうふうに思います。これは要望になりますけれども、6万3,000人、魚沼有数の自治体でございますので、やっぱりそれにふさわしい図書館、市民の文化教育機関としての位置づけ。それにふさわしいような整備を進めていただきたいというように考えます。

次に市長から答弁いただきました庁舎整備問題です。やはり市長がおっしゃるように、行政組織機構をどのようにつくるのかということが基本になると思います。それを中心に考えていていただきたい。私は委員ではないのでこれ以上は申し上げません。あと市民からの要望としては、非常に駐車場が狭くて利用しづらいと、そういった苦情はもう複数ありますのでそういった点を考慮願いたいというように考えます。

それから合併特例債ですけれども、ガイドラインはないということ。あるいは事業についてはかなり柔軟に認められていくのではないかなと。起債が柔軟に認められていくようなニュアンスの答弁もいただいたんですけれども。これはやはり建設計画の中にも、例えば市道整備事業に使えますよとか、大雑把なくくりで計画として認められている部分もあるかと思いますが、市庁舎ではないですけれども具体的にどういったものにどれだけ使うんだというふうに決められている内容もございます。やはり重要なものはなんなのか、プライオリティを十分考えた中ですね。使っているうちにどんどん額がかさんでいってしまう、それで一番大切な事業をしなかったというようなことがないように進めていていただきたいというように考えます。10年間ではプライオリティは変わってくると思いますので、そうしたところを適宜つかみながら、こうした有利な起債でございますので、活用していただきたいというように希望をいたします。

大原運動公園については了解しました。

社会教育課長 先程牧野議員の方に、質問に対して答弁を保留しておりましたのでお答

えをいたします。南魚沼市の1人あたりの図書購入費は83円でございます。ちなみに県の平均ですと241円、という形でございます。近隣ですと魚沼市の方で109円。県の平均の241円というだいぶ高い数字は長岡市、新潟市、それから糸魚川市等々がかなり高い数字になってございますので、平均値を上げているものと思います。以上です。

佐藤 剛君 1点だけ質問させていただきます。24ページに健診システムがあります。午前中システムのことににつきまして、一度入れてしまうとなかなか買い換えられないとか、使い勝手が悪いとかいろいろ出ているわけですがけれども、この健診システムを整備すると。私も大和病院に勤めていまして、隣でやっている業務を見て大変古いというのはわかりますので、整備事業自体には問題ないのです。けれども健診センターのシステムを整備すると、健友館との関係が出てくると思います。健友館とのデータのやり取りはどういうことになっているのか。そして健友館とのデータのやり取りが必要だということになれば、今度は先日記られました「みつば」の中に医事課の電算システムの話がありました。それは電子カルテルを見込んだシステムということですがけれども、健友館との係わりも考慮に入れているとなれば、また医事課との電算システムとのつながりも考慮に入れながら導入をしていかないと、また後戻りというようなことになるような気がしますので、その辺の実態を教えてください。

大和病院事務長 お答えを申し上げます。まず最初にご理解いただきたいと思っておりますのは、今回この制度が特例県交付金ということで、いろいろ制約がございまして、本来であれば、今、佐藤議員おっしゃいましたように病院の健友館、あるいは保健課の健診センター、等々いろんな連携のもとに病院で導入するところが、このシステムについてはベターだったと思います。けれども制度の制約がございまして、一般会計、総務費で補助を受けなければならないというようなことがございました。

基本的な中身でございますけれども、今、佐藤議員ご指摘のように基本的な部分でのシステムの分は健友館の部分にも導入させていただきます。健友館のシステムについては平成8年ということで非常に古くなっておりますし、8年の導入そのものは合併前の旧大和の住民対象というようなことで、容量的なものも非常に制約を受けておりました。

それらの状況の中でこの合併を機に、先ほどの全体の市の健康というようなことも含めて、住民健診等の容量に応じられること、それから新しいシステムの内容に応じられること、それから健友館との情報の交換、医事課とのやり取り。それから健診ですので医療スタッフとの連携もございまして、医局、看護部、庶務等との連携も含めながら総合的に健診、一般健診等の対応に処するようにしたいということで導入を考えております。

ただ本来であれば当然病院の会計で受けるという主旨、冒頭申し上げたようですがけれども、補助といいますか、公表の形がこういうことでございますので、一般会計で受けていただく。イニシアルの負担についてはこういう形でございますけれども、以後につきましては病院のメンテの方でカバーするという考え方でありますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

笛木信治君 お聞きします。32ページ、生活保護の扶助費が1,920万円ですか、減額になっています。これは昨今の経済情勢からいえば生活保護世帯は増える方向ですね。厳しい要件があってなかなか認めてもらえないというものがあるのですが、それにしてもこの減額はということなのか、お聞かせ願いたいと思います。この減額の中身と、今、南魚沼市では生活保護世帯、何世帯あるのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから私、午前中から電算システムについての説明、質問を聞いているのですが、それでも何となく納得できたということにならないのです。私なんかはど素人ですからよくわからないんですが。いわゆる事務の効率化、それからサービスの早さといいますが正確なサービスを早く、というようなことから導入されてきているわけですが、それにしても私は財政出動があまりにも多いと思うんです。

合併の際にも塩沢の事務を南魚沼市へ組み込むについて3億円の予算が計上されました。これは単に機械を換えればよいということではなくて、それぞれの業務についてシステムを立ち上げなければならないと。しかもそれを法改正がある度に、そのシステムをまた何百万円もかけて立ち上げるというようなことですが、それでも。

私は果たしてこれでいいのかという思いがあります。これほど全部委託して、その筋の会社に委託料を払うということであればむしろエキスパートを雇って、そうしたチームを作って庁舎内でやった方がむしろ安くなるというような気もするんですが、そういうことのお考えはありますか。その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。2点についてお願いします。

福祉課長 それでは最初に32ページの生活保護の関係の減額についてご説明申し上げます。当初予算の中で、市の方では69世帯、それから塩沢町の方で15世帯、あわせて84世帯、生活保護になるかなというふうなことでカウントしておりました。結果的に今69世帯というふうなことで、そのほかに現在相談を受けているのが6件ほどあります。今後のそういった予想も含めてこの17年度末には75世帯ぐらいになるのではないかという見込みの中で、9世帯当初の予算より少なくなっているということで減額をさせていただきました。その生活保護を受けている中には、就職をされて生活保護を終わった方もいられますし、残念ながら亡くなられたというふうなこともあって、そういったことで減っているというふうな状況でございます。

ただ全体の流れとすればやはり増えていくのではないかというふうなことです。平成12年の4月の段階では64世帯でございましたので、この5年程で69ですから5世帯、若干増えているというふうな状況でございます。

現在の状況につきましては、こちらの所信表明資料の35ページの下段の方にあげさせていただいて、10月1日現在ということで世帯数が69、内訳としては高齢者世帯だとか母子家庭だとかというふうなことで掲げさせていただいております。以上でございます。

企画情報課長 システムの関係でございます。確かに統合費用というような形の中で大変な多額な金額を使わせていただいたということでございます。県内自治体におきましても

今後の動きといたしましても、電子自治体というような形の中で取り組むような傾向がまた見えてきているわけです。こういった中で現在はもう電算システムがないとなかなか動きが取れない、対面的に動きが取れないというような状況になっているわけでございます。

そうしたことでまたシステムのカスタマイズ、それぞれまた仕事の分でいろいろ情報ができてきます。そうした中でどうしてもまたシステムを変えていかなければいけないというようなことになりまして、システムのそういった改造経費というのがずっとついてまわるわけでございます。そういう経過の中で対応せざるを得ない状況でございます。

この合併におきましても、このラインを築きあげまして、事務の効率化といいますか人が動かないで電子申請等はパソコンですべてできる、というような形の中でお互いにスムーズな時間の制約の中でできてきたという経過もございます。そういったことでご質問のエキスパートの養成とか人に任せるといことは現時点ではまだ考えてはございませんので、よろしく申し上げます。

笛木信治君　そうするとこの生活保護費については、当初予定していた額、人数よりも、増えているんだけども増え方が少なかったということかと思えます。生活保護といいますが施設　特養ホームとか老人ホームとかああいう施設に入っていて受けている場合と、それから純然たる普通の市民生活をしている中での生活保護世帯とあると思うんですが、その人数の仕分けというようなものはありますか。

福祉課長　こちらの予算書の中の32ページに保護施設というふうなことで書かせていただいております。こちらは救護ということでそういった生活に困窮している方を受け入れる部分でございます。これにつきましては市の方で4、それから塩沢の方で5というふうなことで9世帯。これは受け枠がそこで決まっておりますので、ここ何年かはこういった人数で経過をしております。

ただ今ほどいわれましたように、特養だとかそういったところに入っていられる方もいらっしゃるんですが、その数はちょっと今、手持ちの資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

宮田俊之君　商工費のことでひとつだけお尋ねしたいと思えます。42ページです。雪祭りの委託料で980万円ほど使うということで、ある程度市の主導で行われるのかなと考えておったんですけれども、これを補助金に切り替えたというところでひとつお伺いしたいと思います。

こうなりますと実行委員会が持っていますお金と、補助金と、あと先程言われました県の復興基金をお使いになるということです。この復興基金の方が、費用対効果の方からある程度の数字といいますか、結果を残さないと100パーセントお金が県から出てこないというような仕組みの中だと思うんです。それについて後ほどまたお金を出すようなことが必要になってくるのかどうかということが1点。

これは復興基金ですので被災地の復興という意味だと思うんですが、今後、この地域ができましたらその復興地域を助けるような　この地域は被災地域ではなくて、被災地域を助

けるような地域なんだというようなことで、このイベント等を主導していただけるものかどうかということで、要望も兼ねてですけれども、お尋ねしたいと思います。以上です。

商工観光課長 今ほどの雪祭りの関係でございますが、県の復興基金の対象になるということで予算の組換えをやったわけでございます。内容につきましては、雪祭りの実行委員会そのものでは大体1,000万円ぐらいの事業枠を持っておりました。そこに県の基金が結局実行委員会に入ってくると。そういうふうになりまして、その時点で県の場合は皆、県から貰うというわけにはいかないということで、自賄の部分をどの程度構築できるかというのがちょっと問題になりました。

そういうことであれば今までは、雪像は委託料で市の方の発注で作っておりましたが、ではその市の分の雪像の部分も一緒に補助金で実行委員会にやれば、私どもの方の実行委員会の予算が2,000万円と。2,000万円を用意をしましたので、1,000万円がいただけますかと、こういう交渉になりまして、今の予算の組換えになったということであります。

それから2点目でございます。うちの方でやはり費用対効果を県の方に出してございます。その中である程度の目安の部分、今、約8,000人ぐらいの人間を増やせないかなということでやっておりますが、すみません6,000人です。訂正します。それが目標数値に入らないとその目標達成度によりまして減額になります。細かい数字はちょっと今私が持ち合わせてございませんけれども、例えば実績の8割をきった場合には100パーセントきませんということになります。先程県の方から1,000万円きますということで今動いてはおりますが、たまたまその宿泊実績等々で、うちが今はっきり出しました数字の80を下回った場合には、あとは減額率でこの分が減る可能性があるというのは否めない事実であります。

ただ今年震災復興ということでやろうとこれに取り組んだわけですので、今までは土曜日を1日 普通は土日の2日間組むわけでありましてけれども、実際は日曜日の日は昼間だけぐらいで終わりますので土曜日メイン。だから土曜日にどれだけお客さんを集められるか。また入場者を集められるかというのが元になりますけれども、それではやっぱり人間、皆さん方がお集まりいただけないだろうと、それから誘客もできないだろうということでもあります。ですので今年は土曜日の夜と日曜日の夜、この2日間にメインを打ちたいということでやっているところであります。

今のところその基金事業を使いまして上野、それから大宮 上野の方の場合はいろいろ首都圏方面の方でございますし、大宮につきましてはさいたま市の広報掲載しまして、今募集をかけているところでございます。これはバスとかそういうものを使うわけですが、そういうのを一生懸命やっております。

そして土曜日というのは比較的スキー客がたくさんいますので、誘客的には、うちの場合今まで取れなかったんですが、日曜日の夜というのは比較的スキーのお客さんがみえないということで空きがあると。空きのあるところに宿泊をやっていただけるというようなことで考えております。

それから切った場合のお金がどうなるかということでございますが、市の方からの付け足

しのお金については、これは出すという約束はしてございませんので、実行委員会の中でやりくりしていただくということで間違いのないと思います。

それから復興支援の関係でございますが、フェニックスというものが日曜日の夜に雪国G Cの皆さん方、約270万円相当でございますが、これをあげていただけるということになりまして、逆に長岡の方からこちらに支援を受けているというような状況がございます。そういう中で雪国G Cの皆さん方と今話をしているのは、逆に雪国G Cの皆さん方が長岡のお世話ではなくて、長岡の二番煎じにならない、南魚沼市発信の新しいフェニックスの形にしたいということで、逆提案もございます。そういう意味では皆さん方と一緒にしながらそういう方向で進めたいと、かように思っております。以上です。

宮田俊之君 ありがとうございます。その中で県の実績をぜひ上回るようにですね。日曜日の夜に塩沢のスキー場もいくつか、フェニックスにあわせて花火をあげるという話もございますので、暖かく支援をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第212号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第212号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、第213号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (提案理由の説明を行う)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第213号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第213号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第214号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お伺いします。この減額がいわゆる10月からの介護保険制度改正によるものということであります。デイサービスもショートステイも、食費あるいは滞在費、あるいは特養ホーム、老健施設全部そうですが、大変な高負担がお年寄りの皆さんにかかっているわけです。現時点でこうした予算上の数字とすれば、余ってくる金は余ってくる金だからということでは理解できるのですが、考え方として、この激変に対して国もそれぞれ激変措置をしているようですが、市当局としても利用者の皆さんに、何らかの形で還元できる部分、あるいはこの激変に対して対処できる部分というのを考えておられるのかどうか、そこをひとつお聞かせください。

福祉課長 先程申しましたように上がる部分については相当数あるわけですが、先程言いました補足給付が5,500万円ほどあります。こういった手立てもありますし、それから従来やっております社会福祉法人が減免をすることに対する補助等もやっております。

もうひとつ、保険料の方でいきますと、所得が大きく変わった部分については、市として減免措置等も設けておりますので、手当的にはかなりの部分が手当されているのではないかなというふうに思います。今回10月1日改正にあたってどの程度影響が出ているのかなというふうなことで、2~3の施設にちょっと確認をしてみました。

例を申し上げますけれども、これは八色園の部分でございます。八色園では100人入所されているわけですが、この内増額されたという方が35人ですので35パーセントということになります。それから10月の改正に伴って減額したという方が65人というふうなことで、過半数以上が減額になっているというふうな状況が出ております。

それからもうひとつ、個人負担がでは月額どういうふうな形になったのかなというふうなことで照会をさせていただきました。そうしますと改正前で介護保険の1割負担も含めて、これは全く平均ですが7万8,799円ということですので、それが改正後になりますと6万8,655円というふうなことで、1万円程度月額が下がったということですので、こういった

状況をみると、低所得者に対する手当ができていないかなというふうにとらえております。以上でございます。

岩野 松君 今の話で八色園の数字が出ていますけれども、平均的には6万8千何がしかで安くなったというふうに答弁がありました。では最高額はいくらになったのかというのもちよっとお聞かせいただければと思います。それと平均が6万8,000円ですけれども、例えば介護保険以前の福祉時代では、何千円とか1万円未満で入れる人も結構いたのですが、1割負担になってからはそういう方はずいぶん上がったはずですが、そういう人たちの声がもしありましたらお聞かせください。

福祉課長 それでは、今回の改正に伴って増減の額がありますが一番大きく上がった方、先程35人増額しましたが、その中で最大に上がった方は2万9,726円増額いたしました。逆に65人減額しましたがその中で一番下がった方が4万6,246円というふうになっております。岩野議員いわれたトータル額でいくらかというのは、私今資料持ってありませんで、この辺でご理解いただければというふうに思います。

それから負担の関係でございます。福祉制度全般にわたっていろいろな部分で個人の負担が見直しをされております。それはいかに今の制度を持続して対応するかという部分で、どうしても能力に応じた負担が必要だというふうなことでございます。これからも所得の状況だとか本人の体調だとかいろんな部分を考慮しながら、弱者に対してはカバーをしていく、負担の能力のある方については負担していただく、というふうなことでいかないと制度が成り立たないのではないかとというふうに思っております。

岩野 松君 最高額に増えたのはわかりましたけれど、払う方で一番今、高いのはいくらでしょうか。

福祉課長 そのデータは今持ち合わせておりません。すいません。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

笛木信治君 私は平成17年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)反対の立場での討論をします。ご承知のように10月1日から法改正によって大幅に利用者の負担が増えてきました。今、政府もさすがにこの事態が大変な事態であるということで緩和措置をとっております。そうした対処をされていると思いますが、そうした中でもやっぱり大きな影響が出てきています。この緩和措置もこれ以後ずっと続くわけではありません。緩和措置ですから、2~3年できれていく。そうなると大変な事態になってくるわけで、私はこうしたことを見越して、現時点でもその利用者の負担あるいは保険料の負担というものの軽減についてやっぱり提起していく、考えていくということが大事ではないかと思っております。そうした点が弱いというふうに感じましたので反対するものであります。以上。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議長 採決をします。第214号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立をもとめます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第214号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第215号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

下水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 全体的に減額な補正予算なので、そういう意味では減るということは何となく悪くないなという思いはあるんですけども。今説明を聞きまして、例えば個別排水処理が19基が13基とか、それから浄化槽の国庫補助金分も25基が20基になるとか、その下の市町村の分も50基から30基になるということで、最初の予定よりも減ってきている、この理由はどういうことでしょうか。

それから、使用料及び手数料の340万円というのがありますが、下水道料というのは水道料とリンクしてまして、私もちょっと地域的にあれですが、塩沢の関係で今度は新しく、いわゆる水道料が入る形の中によるリンクになるのか、そこは関係ないのか。ちょっとお聞かせください。

下水道課長 まず1点目の事業が減っているということで具体的に市町村整備だとか個別排水だとか質問がございました。当初私どもが計画したのは50基を予定していきたくことでしておりますが、その減った理由については、そういう形の中で申込がなかったということでございます。特に今回、個別排水については19基を予定しておりますが、18年度完了を目指しておりますので、もし来年度その方がないともう今度は事業が終わりますのでできないということになります。その方たちは18年度にお願いをしたいということでそういう形で基数が減っているという状況でございます。

340万円の使用料の増でございます。当然使用料の徴収につきましては水道料金と一緒に徴収をしていただいて、そして下水道料金と水道料金を分けて、下水道料金を下水道会計に入れるわけです。それが当初予定した有収水量といいますか、料金よりも精算見込みになってくると340万円ぐらい上がる、見込みが増えるということの中で補正をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

中沢俊一君 14ページになりますが、下段の方、管渠管理費の六日町浄化センター維

持費管理費 800 万円の増の件であります。流域下水道につきましては、工区が工事の方が進んでいるわけでありまして、この800万円というこの増。私にしてみればこれは想定内のぶれなのか、それともまた上流部の方で課題もあります繋ぎ込みが想定以上に進んだのか。その辺の原因をひとつ聞かせてくれませんか。

下水道課長 維持管理費と負担金の増ということでございます。実際800万円といたしますと今、流域下水道には1立米あたり131円ということで負担があるわけですが、その理由につきましてはまず不明水が増えたということでございます。実績をみてみますと不明水の割合が、私どもは当初15から20という予想をしていたのですが、大体27ぐらいに今なっているということです。これについては何とか解消しなければならないということで、毎年私ども不明水対策ということで管渠の調査を2キロほどしかできないのですが、その調査をした中で不明水対策を考えております。今後不明水対策をもっと重要に考えていかなければならないということで、計画的に不明水の調査をしていきたいということで事業計画を立てております。そうした中で対策を講じていきたいというふうに考えておりますが、この理由につきましては、不明水が入ってきて多くなったという原因でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第215号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第215号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで福祉課長より発言を求められておりますので、これを許したいと思います。

福祉課長 先程、笛木信治議員の方から生活保護の状況について質問がありましたが、ちょっと保留した部分がありましたのでお答えしたいと思います。69世帯の内、自宅が44世帯。それから先程申しましたけれども救護施設に9世帯。それから医療機関に今入院している方が7世帯。その他特養、老健、障害者の施設等が9世帯というふうなことで、計69世帯。

議長 暫時休憩といたします。

(午後2時32分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後2時50分)

議長 日程第17、第216号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 本補正予算とは直接関係がないのですが、1点関連で質問をさせていただきます。当水道の水質について1点お伺いしたいんですが。腐食性についてランゲリア指数というのがあるんですが、これの数値について1点お聞かせを下さい。またこれは異常に低いのかどうか。ほかの水道水と比べてどうなのかという点です。それとこの低すぎるという認識を持っておられるのかどうか。この点についてお聞かせください。

水道課長 詳しい数字は持ってございませんが、高すぎも低すぎもしない、ちょうどいいところだというふうに思っております。いろいろ塩沢の方で赤水の問題も出ておりますけれど、高くはないです、低い方に属しております。全国的にみますとまだまだ私どもより低いところもございまして、いろいろ対策に苦慮しているようでございます。

腰越 晃君 高くも低くもないということだと、一応基準値であるマイナス1から0の間には入っているというそういう認識でよろしいんでしょうか。水道水としては全く問題がないという認識でよろしいんでしょうか。

水道課長 1よりは高いというふうに考えております。基準上ランゲリアは本来私ども水道法という水質基準には含まれておりませんが、いろいろ今後安全で安心な美味しい水という部分もございまして、今いろいろの角度からその部分についても研究を進めておるといところでございます。

岩野 松君 企業団が一緒になって、企業団も含めた企業債の償還金の高いところをやったという今の報告で、あれだななんて思っているんです。1億2,900万円ですか、それに対する企業債の利息が367万円、営業外費用で減ったと。全体的にはどういうんですか、190万円減ったというふうになっておりますが、何パーセントのものの何年度のものがと、どれくらいをどうしたのかという詳細もお聞かせください。

それともうひとつ、この合併によって超過利用料金が下がったというふうに思っているんですが、それはもうこの補正の中では出てこない、想定済みなので出てこないということでしょうか。ちょっとお聞かせください。

水道課長 借り換えの件でございます。では詳細に申し上げますと、旧六日町でございますが、平成3年3月に借り入れた6.7パーセントの分でございまして、5,320万円借り換えてございます。それから旧大和町の方でも、これは53年3月に借り入れた分で残額の500万円を借り換えてございます。これも6.7パーセントであります。それから旧塩沢町でございますけれど、平成3年3月に借り入れた分の残額分で3,860万円借り換えてございます。これも6.7パーセントであります。それから旧企業団でございますが、これ56

年の3月に借り入れまして、8.1パーセントの部分につきまして、2,330万円を借り換えてございます。

なおこの借り換えについては本年の7月29日に借り換えてございまして、1.95パーセントで借り換えしてございます。この借り換えをした場合の全体の利息の軽減額でございますけど、全トータルで3,776万5,000円強でございます。で本年分が367万円ほどあるということであります。

それから水道料金でございますけれど、ご承知のように超過料金を統合時に10円値下げをいたしました。旧市でございますけど市の部分につきましては10円の値下げをしてございまして、この部分については9月の補正で全部組み込んでございます。よろしく申し上げます。

牧野 晶君 水道会計についてです。年度ごとの水道料金の予想表というのは当然計画表を作っていると思うんですが、それを今後提出してもらえるかなと思いますが、その点1点お聞かせいただきたいのですが。

水道課長 今回の会計につきましては、水道事業運営審議委員会というのが条例で設置されてございまして、そこには提示をされてございます。今後も必要があれば運営審議委員会を開く予定でございますので、議員の方々からも4名ほどその中に加わっていただいておりますが、そこには提示をいたします。なお本会議に提出するかしないかは、また管理者である市長と相談をしていきたいというふうに考えております。

牧野 晶君 やはり水道料金というのは市民にとって、非常にアンテナを張っているところでありまして、公表というのもひとつの情報公開の事例として、また市民の暮らしを豊かにする決意の表れというふうにもなると思いますので、提出の方を考えていただければと思います。

市長 今、課長が申しあげましたようにそういうことまではやっておりますが、また新年度予算とかそういう部分で参考資料として出したいと思っております。が、今の段階での見通しでありますので、なかなか出してそのままいくとも限りませんし、極力下げていこうという方向でありますので、今の計画であればもう3～4年、20何年か、ちょっと上がる、上げなければだめだという方向が出ているんです。（「20年」の声あり）20年からですかね。それをどうまた克服するかというのがこちらに与えられた課題でありますので、そういう条件付でありますけれども、皆さん方からご要望があれば当然提出はさせていただきます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第216号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第216号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第217号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 リハビリ施設の2から1に拡充をして、整形外科とかの地域貢献をしていきたいという点はわかるんですけど、ちょっと1点だけお伺いしたい。今、基幹病院が大和地域になるということで、大和病院のあり方というものも今後議論されていく時期にあります。そういう考え方・視点はいいかもしれないけれど、どういうふうにそのときに対応していくのか。方向が出ていないうちに拡充したけれども、大和病院だってひょっとしたら、その県と一緒にいってしまうかもしれないというのがあるのに、そこまで考えてやっておられるのか。どういうふうな視点でやっておられるのか。その点を1点、答弁いただきたいのですが。

大和病院事務長 ご案内のように確かに基幹病院の議論というのは今年度に入りましてかなり急速に出てまいっております。知事の意向等も報道でかなりの情報が入っておりますし、基幹病院自体の検討も市の中に検討委員会等立ち上げましてやっているところでございます。そういう意味で大和病院のあり方、それから基幹病院との関係というのは、十分頭においた中での対応を基本的には考えているということでございます。

と申しますのは、今まで基幹病院の過去数年間、5年くらいですけれども、各レベルで検討された中には基幹病院というのはやはり救急対応、それから高度医療、それからある種専門的な医療、それから臨床検査機能ということで、大まかな骨子が示されております。その中ではやはり基幹病院1つをこの地域につくって、全てこの地域の医療を完結ということではなくて、地域医療病院ということの連携の中で、それぞれ役割分担していこうという理念があるわけでございます。

そういう中では当然ながら大和病院が今まで進めてきた医療というのは、地域に密着した在宅も含め、リハビリといった入院から在宅に戻るようなものも含めた、福祉・保健との連携した医療ということでやってまいりました。例えばリハビリ機能等の末端の部分につきましては、少なくとも今の段階では基幹病院の中ですべて取り込むという形にはなっておりません。現実の医療の問題として高齢化の中でリハビリ需用というのは非常に増えております。そういう意味では当面の需用を目指すためにも今回補正でお願いしたいということが1点でございます。

それからもう1点。平成18年に4月から診療報酬の改定がございます。関連してリハビリ施設の施設基準の改定もあるように聞いております。もしかしたら施設基準のハードルが高くなるのかもしれないというようなこともありますので、今年度内で予算の措置が可能であれば対応して、次年度以降のリハビリ医療需用に備えていきたいという基本的な考え方があります。

牧野 晶君 言っている主旨というのはわかったのですが、ただちょっとつじつまが合わないところもあるような気もするんです、私の中では。というのは議会便り等を見ていたら、大和病院は発展的解消になるかもしれないなんていう答弁。そういう文面も見たりしているので、そういう答弁があるのに今の答弁だとちょっと、んーというふうに思う点・・・ちょっと違いますか。ニュアンスが違いますか。ではその点はあれかもしれないですが。では二重投資とか過剰投資にならないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

大和病院事務長 議員のおっしゃる主旨は理解いたしております。ですので冒頭申し上げましたように、数年前まで描いていたような形での増築は無理であったけれども、あえて申しますと空きスペースができましたので、最小限度の額でリハ1基準をとることが可能になったということ。

それから1つだけ付け加えさせていただきますと、基幹病院の話はこれから煮詰められていくわけだと思いますけれども、現実の医療、リハビリ需用も含めて日々、今日明日から続いていくわけでございます。基幹病院が実現するのは早くて22年という話もあるわけですが、それはまだ確定しておりません。その間を繋ぐためにも対応してまいりたいというのが今の考え方でございます。

樋口和人君 1点お聞かせ願いたいんですけども、5ページの城内病院の目の振替ということです。給料、手当というその人件費が減ったから、かわりに薬品費というふうな説明が先程ありました。どうも人件費とのかわりが薬品費というのも何か変な形ですけども、この辺のちょっと詳しい話をお聞かせください。

城内病院事務長 ご説明申し上げます。薬品費につきましては、10月までの実績をもとに計算の推計を行ったわけでありまして。その段階で当初の予算をご覧いただきましたように、1億975万5,000円という1億1,000万円弱ということですけども、5カ月を残して6,000万円ちょっと支払いが出てくるということがわかりました。そうしますと残予算4,000万円強では5カ月乗り切れないというのがひとつ出てきました。

それから給与費の関係でございますが、当初予算を組む段階で、ご承知のとおり城内病院は医師定数3人必要なところ、今2人しかおらないわけです。3人確保できるという予定で3人分の予算計上をさせていただいておったわけです。それから看護師についても1名増ということで予算計上させていただいておりました。けれどもいずれにつきましてもこの時点でまだ確保ができていないという現実がございます。そういった中で予算をみまして、組替えて対応ができるのであれば、組替えて対応したいということで、今回組替え補正をお願いするものであります。

和田英夫君 市長の所信表明の資料によれば、入院の空きベッド、それから外来患者も前年を割っているということです。それはそういう現状の中で、つまり病院の部屋は空いているしスタッフは揃っているが、残念ながらちょっと外来患者が来ないと。こういうことで、私は今までもこの病院の議論のときにかねがね、いわゆる子育て支援の角度でいわゆる病児保育。そういう関係を施設を有効活用してできないかという議論をしてきた経過があるわけです。病院内ではそういうことはなかなか忙しくてやっていられなかったと、こういうのかもわかりません。

そこで子育て支援課長ですが。今の現状ではお子さんを保育園にやっているが、ちょっと熱があったりすると、もちろんすぐ家庭に帰す状況になっているんです。そこで働いているお母さんお父さんは、子供さんが熱を出して家へ帰されてもなかなか大変なわけです。そういう面では、内部でいわゆる病児保育というもの。これは他所さまでやっているわけですが、まだ私どもの市内ではそれなりに取り組んでいないように思っているわけですが、この辺の連携なり検討をされたことあるかどうか、ちょっとお伺いします。

大和病院事務長 病児保育の問題につきましては、旧大和町の時代から議会の皆様方とも、病院ともいろいろとさせていただいた経過がございます。県の支援等も一部あったりした中で病院としても数年前、2～3年前になりますけれども、検討いたしました。ただ病児保育につきますとどうしても医師のカバーが必要ということで、小児科の医師等の意見を中心にしながらいろいろ検討した経過がございます。けれどもその時点ではやはり小児科の先生の時点で十分な方向付けということは得られなかったという経過はちょっとございます。それは別としまして、その後やはり状況としては非常に理解しているつもりでございますけれども、大和病院は小児科の体制で常勤が今現在休職中ということで、日々の例えば入院なり病院にいらしていただいたケアはできないということの中では、少し今現在具体的には難しいものがあるかなということでございます。

子育て支援課長 議員お尋ねの病児、病後児保育の可能性についてどう考えているかということだろうと思います。実は次世代育成の行動計画を作成する段階におきましても、特に病児の内容につきましては、今事務長さんが言われたような内容で特に検討はしておりません。ですが病気回復期、あるいは病後児といいまして、すぐには保育園の集団の中には入り込めないけれども、親御さんがなかなか休めないというような人たちの支援をどういうふうにするかということが、保育行政の中に課せられた課題だというふうに考えております。

いくつかのところに視察等もしております、その中で判明したことでありますが、今ほど説明がありましたように非常に医師との連携がきわめて大切だというようなことがございます。あわせてまして仮に保育園の中で病後児保育をするとしたならば、どういう体制が必要かというようなことで先進地をみてまいりました。非常に医師の指示に基づいて、この範囲の回復状態であれば一定の管理の下で保育園の中でいいだろうということで、例えば熱の具合、あるいは薬の必要の頻度等々で。私どもが感じた中では、非常に保育園の中で病後児の保育を今するとするならば、きわめて限られた少ない人たちの対応しかできないだろうと。

というのは病氣中はもちろんもうできないわけですが、回復期の幅の中で、例えば熱が38度以上あればもう病後児の保育園ではできませんというような 医師の指示の出し方にもよりますが、非常に範囲が狭いなというのが私どもの今の直感でございます。したがって保育園の中で仮にやるとするならば、医師との連携をどのようにうまく取れるかというのがひとつ課題でございます。そんなことで……。

和田英夫君 私のちょっと質問の仕方が悪くて。子育て支援課長、保育園でそういう病児保育はちょっと無理だと、これはわかっているんです。お父さんお母さんからのそういう要望なり、あるいは通常保育園に入所、入園していて、どのくらいの割合で症状が悪くなって家へ帰っているか、その辺の内容を聞いたかったわけです。それはそれで結構ですが。

そこで病院の事務長。今までもその話になると小児科の医者がいないと、ここでぎつんとするわけです。ところが現状では、よほどの家庭でない限り、お子さんが具合が悪ければ病院に電話して、そうしたら病院に来てみるということで、内科なりそれぞれのところで診ているわけですから。小児科の先生がいなくてもそれで終わりだという、そういう考え方は直してもらわなければならないわけです。専門家がいないは別にしても、せっかくそういう医師、スタッフがいるわけで、ベテランの看護師なり保健士さんがいるわけですからね。そういう受け入れ態勢はやはり前向きに考えるべきだと思うわけです。

そこで市長。そういう環境の中で、病院なりスタッフが揃っているわけですから。そしてこういう時代ですから、必ずしも小児科の医師云々ではなくて、子育て支援という角度での病児保育、これはやっぱり考えていいのではないかという気がするんです。突然ですから感想でも結構ですが、市長のお考えを。

市長 子育て支援策はそれぞれ幅が相当広いこともありますので、ありとあらゆる方法を今、検討しているわけでありまして。今おっしゃったようなことが現実的に可能という部分が出ますれば、それはやっぱり取り組むべきことだろうと。ただ事務長が申し上げていますように。和田議員さん、スタッフは揃ってはいますけれども、そうそう空いているものではないんですね。非常に今、それこそ医師の数が不足しておりますので。内科医もそれはいますが、とてもとても他の分野まで手を出せるという状況にはなっていないということだけはご理解いただきたい。今はですね。

ですから基幹病院等ができて医師の派遣等もきちんとまわると。そういう状況になったときにはある程度考えられることだろう。あるいは基幹病院ができなくても医師がきちんと配置をされるということがあれば、それは考えていかなければならないことだろうというふうに思っております。感想的な部分ではありますが。

和田英夫君 そのスタッフは手一杯だという市長の認識、ここはやや承服しがたい面がありますので、もう1回発言します。それでは事務長。今のゆきぐに大和病院は、もちろん医師はわかっているし、それなりのスタッフ揃っているが、この市長の所信表明の資料にあるように、入院患者、外来患者、これが年々減少している。減少するからといって看護師の皆さんやそれなりのスタッフを減らせないんですね、それだけ機能がある限り。

そこで質問です。今のスタッフで例えばこの資料の患者より多くの患者さん これは病児保育だけに限らずだが、とてもこれ以上患者さん外来がきたら、対応できないという数字ですか、今の病院のスタッフは。私はそうではないと思うんですよね。私はそこで、スタッフは余力はあるという角度で。しかしあえて今一番必要なのはそういった病児保育的な、こういう地域、世の中全体が要望していることについて、行政として何かできないかという角度でしているわけです。今のスタッフでは外来がこれ以上来たらとても対応できなくてよそさまへ回すような状況ではないと思うんですけれど。

市長 数字的な細かいことは事務長が答えますが、看護師さん方も今、募集してもやっぱりまだ集まらない、数が少なくなっているんです。医師も当然であります。医師はご存知のとおりですね。ですから今は余裕があるなんていう状態ではありません。だからベッドが今空いているという状況です。そういうことなんです。入れられないんです。もうこれ以上、今のところですね。だから医師と看護婦はまだ揃わないんです。そういうことです。数字的にはでは事務長が申し上げます。

大和病院事務長 病児保育のことをちょっと離れて、一般的な大和病院の状況ということで申し上げます。今現在、市長申しあげましたように、医師の不足、看護師の不足ということで、随時医師並びに看護師については適当な方いらっしゃれば採用したいと、常時募集をしております。

入院外来につきましては、当然医師の1人当りのカバーする限度というのもございます。特に内科の医師で言いますと、当然入院外来だけではなくて、訪問診療、往診、それから八色園の入居者の診察。それからいろいろな外部へも出向いて、例えば生活保護者の認定とか、産業医とか学校医とかいろんなものも含めてしますと、相当な業務量になります。そういう中では今、絶対数が医師が足りないということは市長申しあげたとおりであります。

看護師ももちろん入院の1病棟、例えば50なら50というベッド数はありますけれども、それが例えば40であったとか35であったとしても、夜間看護基準等の看護師の数は、若干変わってきますけれども、基本的な数というのは変えられない。そういう意味ではある程度、和田議員のおっしゃる意味でこのくらいではないかという形は一面ございますけれども、今看護師が足らなくて、外来の看護師は昼間だけですので、できるだけ非常勤あるいはパートの方を使って、常勤の職員については病棟の方で夜勤も含めて回しているという実態がございます。

そういう意味では病児保育の部分は、数としてはそんなに多くないと思いますので、冒頭私が申しあげましたようなことが解決すれば、病院においても可能かなという思いはしていますけれども、全体の中では非常に今、スタッフは厳しい。ただし医師も精一杯頑張っておりますので、今の頭数だから患者さんをお断りするということは、全くいたしません。できるだけ非常勤の日勤、日替わりであっても各大学にお願いしたりしてつかまえながら対応していきたいという基本的な考え方もっております。そういう意味では、医療の需用があればどんどん応えていきたいという考え方をしております。よろしくお願ひいたします。

阿部久夫君 先程牧野議員の関連でございますが、リハビリ科をつくと。今はこうした中で質問、また1件事務局さんが言っていますけれども。私としてもこの今の看護体制の中で果たしてこういった科を作って本当にやっていけるのか、また補強をしていくのか、そこら辺。その中でもやはりきちとした対応をしていただいて、手のない、看護婦さんが少ない中で、またそんなリハビリ科をつくって。そして今回ここでも陳情があがっています。安全で行き届いた看護職員の配備を求めるような陳情もあがっている中で、果たして今の大和病院の看護婦さんやまた医師の中で、今の体制でこのリハビリ科を作ってやっていけるのか。私はよくわかりませんが、そこを答弁いただければと思います。

大和病院事務長 お答えいたします。今ご提案の主旨のリハビリ部分のいわゆる強化と申しますのは、看護婦とは全く関係ない部分でございます。作業療法士、それから理学療法士。いわゆるリハビリスタッフの資格者の部分の、業務量の部分を強化していきたいということでございます。

そういう意味で、今、作業療法士、理学療法士等もリハビリステーション、それから訪問看護ステーション等に通ずる有資格者を、大和の各ステーションの中にはばら撒いています。そういう意味ではこの立ち上げの中で新しく資格者を採用しなくても、職員の数としては充足していると。ただしもっと具体的に言いますと、施設基準1が、理学療法に要する専用の施設は300平米は必要だということです。それが今まで200平米ぐらいしかなかったということでありまして。それから作業療法に必要なところが、新しい基準では100平米必要だと。それが今までその半分くらいしかなかったということ、主に作業をする場所の広さが足らなかったということでございます。

それについては旧来八色園と一緒に一体的な施設の中でそれを満たすには、新たに外にかけだしをして施設を確保しなければならないということで、かなり高額な経費が必要だろうということであったわけです。先程の繰り返しになりますけれど、八色園が分離して向こうへ移転しましたので、今たまたま空きスペースとして利用できる場所がありますので、その部分を有効利用しながら、補正をお願いした額で必要なスペースを満たしていきたいということ考えておるところでございます。

ちなみにこれはあくまでシミュレーションですので、具体的にそうなるかは別にしまして、シミュレーションの結果ですと、今の基準のリハ2からリハ1に切り替えることによって、仮に15年度と同じリハビリの需用があれば、純部分で2,300万円ほどの収益増を見込めます。以上でございます。よろしく願いいたします。

腰越 晃君 慢性的な医師不足看護師不足という中ということだそうですね。あと病院経営もなかなか厳しい部分もあるというふうにお聞きしています。実際この予算書とは関係ない質問になるかもしれませんが、常々気になる場所ですけれども。当市には県立の六日町病院と市立大和病院、城内病院もありますが、2つの大きな病院があるわけですね、総合病院として。これと塩沢にある中之島診療所もそうですね、私立、個人医、たくさんあるわけです。そういったところとの連携がどのようにできているかというのは、常々私は町に対し

て塩沢町時代も聞いてきたんですけれども、どうも杳としてわからない部分です。

当然、町医者にかかってちょっとこれは病院いった方がいいと、そういったケースもあるでしょうし、紹介ですね。あるいは福祉施設でちょっと具合が悪いと。病院に行かなければならないというような場合。それからあと病後のいわゆる療養、あるいはリハビリももちろん入るでしょうし。

そうした中で個人医と、大和病院とのつながり関係というのは当然強化していく。そういう中での地域医療の、地域に密着した医療体制を担うということが必要ではないかなというふうに常々思っているんです。今日は非常にいい機会。その点について大和病院がいわゆる地域密着医療を目指すという、その一翼を担うというスタンスの中から、町医者、私立の個人医院といったところとのネットワークづくりというのは、これはきちんと組み立てられているのでしょうか。それとお互いの役割分担というものを、お互いに認識しあっているという部分はあるのでしょうか。お伺いをいたします。

大和病院事務長 連携、ネットワークということの言葉では今、私も存じ上げておりますけれども、具体的なイメージといいますか概念といいますかは、かなりそれぞれの立場なりによって理想が違うように感じています。といいますのは私どもは当然病院の立場ですので、まず夜間救急はお受けする、基本的にです。診療科によってはもちろん無理なものもございましてけれどもお受けする。それから休日救急についてもお受けするということで、いわゆる勤務医として24時間、不十分ながらも対応しているつもりでございます。

一般の診療所さんもいろいろ診療時間というのは違いますので、一概には申しませんが、例えば夜間については病院の方に行ったらどうかと、というのは基本的に急患についてはあると思います。それからもう1つ、診療所さんのところで、例えば検査機能とかもう少し専門的なこととかで対応しきれない症状になった方については、病院にまわすということは十分あるわけです。そういう意味では通常の連携ネットワークというのは、医師の世界としてあります。

ただそれを超えて、今はやはり例えば小児科医が地域に不足しているから、産婦人科が不足しているからネットワークも組まなければならない、集中してやらなければならない、という議論で基幹病院とかそういったことに議論されているような状況があるということも、また一方ではあるわけです。それは非常にかなり複雑な問題でして、私ども一病院部分だけでなかなかできない部分があるわけで、今社会問題になっているわけだと思っておりますけれども。

そういう意味では医療としては、連携ネットワークというのは今の時点では当然専門医も含めて対応しておりますが、それを超えて全体的にこの地域で小児科医が足りない、産婦人科医が足りない、整形が足りないというようなことの中でのネットワークはさらに必要かなと思っております。

一部、整形外科については、昨年は大和病院に常勤がないということで地域にご迷惑をおかけしました。今年度は六日町病院の方が厳しくなっているということで、六日町病院、小出病院、大和病院で整形の先生方を中心に意見交換をしたり、今現在も平日の夜間の対応

は、六日町病院と大和病院と、曜日を割り振ってお受けしようというようなこともやっております。

そういう意味でいわゆる連携ネットワークというのは、ここで議論するような総体的なことでは意識していますが、個人が病気になって急患ということで出たときは、そんなにスムーズにいかないことがあって、かなりそういう部分でご不満をいただいた部分はあるかという認識は持っております。

腰越 晃君 ありがとうございます。ネットワーク。今のこの南魚沼地域の地域医療関係の議論というのは、もうほとんどが今後建設されるであろう基幹病院、これを中心にしてでき上がっていくんだと。そういう議論に終始しているんです。これも重要ですけども、ひとつ頂点として基幹病院があると。それとそれを頂点としてネットワークをつくっていくんだと。これも重要ですけども、やはり既存システムの中で、どのようにお互いに個人医からそうした市立病院、県立病院が連携をとっていけるのか。

今の答弁にもありましたように、1年経てば状況は変わるという状況です。あと小児科もないという状況ですよ。それではどうやってネットワークを組んで対応していくのかということ。そういう中心にあるのがやっぱり大和病院であり、六日町病院であると思うんです。

そういう中であまりにも基幹病院中心議論ではなくて、もう少し地に足がついたきちんとしたネットワーク、協力構想というのはやはりつくっていただきたいと思います。どのように考えますか。もう1回、ちょっとお願いします。

大和病院事務長 私もある種同感な意見を持っております。といいますのは基幹病院は当然議論して、きっちりした地域に役立つものをつくっていかねばならないと思っています。究極はやはりこの地域のために役立つ施設というふうに認識しておりますけれども。今、議論が著についたばかりでございまして、具体的な病床数、診療科目、それからどういう形でやるかというのは全く具体的には、まだこれからですから。今時点では無理なあれですけども。

私も院長も「みつば」等書いていますけれども、基幹病院ができればその時点からこの部分の、この地域の医療はある程度満足する状況になるにしても、そこに至るまでに、今現在私どもの施設も含めた医師の確保等が明日からだめであれば意味がないわけです。3年とか5年とかの間に、空白が生じるということはあってはならない。という意味では今、我々が頑張らなければならないというのは、常に私ども院長も言っていますけれども。

ここでこういう言葉を使うのは非常に問題あるかもわかりませんが、医療の世界というのは非常に複雑でして、現実の医療の問題と基幹病院の議論の問題とが錯綜しております、現実的に。特に医の部分では。したがって、下手をするとそこがうまくリンクしないというようなことになると、基幹病院ができる前に現実の医療空白が今よりも増すかもしれないという危惧はありますので、そこはかなりきちんと対応していかねばならないというような認識は持っております。

宮田俊之君 城内病院の件で1点教えてください。先程樋口議員がおっしゃっていた薬品費の関連です。病院の薬品費といいますと、簡単に腐るものではないですし、おそらくこれに対しての売上が、売上といいますか診療費が発生するかと思うんです。1,000万円以上のものを買われた上で収入の方があがってこれないということで、先程の答弁の中では支払いが発生したのだということだったと思うんですが、これは何か特殊な高い薬品を買われたのでしょうか。ちょっともう少しだけ細かく教えていただければと思います。

城内病院事務長 お答えをいたします。1点は今年の夏場、約3カ月ほどですけれども、ちょっと特殊な薬を使わなければならない非常に高額なお薬ですけれども、そういった患者さんが入院をしていたということが1点はあります。

それからもう1点は、事務報告の方にもありますように、大分外来のお患者さんの数が増えてきておりまして、どうしても比例をして伸びていく部分が出てきます。そういった関係がありまして、薬品費が当初計画をしていたよりも今、伸びているという状況であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第217号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第217号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。次の本会議は12月19日、午前9時半、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時47分)